

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

1. 中山間地域等農用地保全総合対策

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、**実証的な取組**を行いつつ、**土地利用構想図を作成**し、その実現に必要な**農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援**します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間】 最大5年間

【交付率(上限)】 定額（1,000万円/年、粗放的利用支援 1万円/10a、農用地保全等推進員 250万円/年）、5.5/10等

2. 最適土地利用推進サポート事業

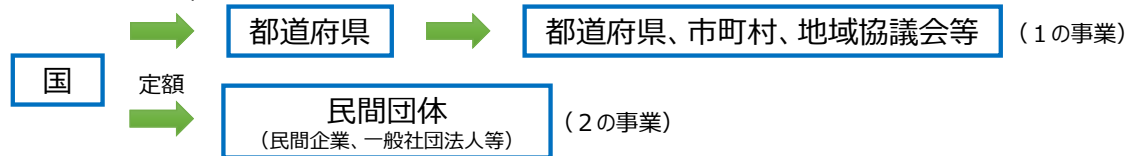
ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間】 1年間

【交付率】 定額

<事業の流れ>

定額、5.5/10等



<事業イメージ>

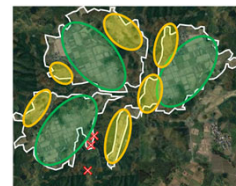
農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【地域ぐるみの話し合い】



【土地利用構想の概定】



【農用地保全の実証的な取組】



放牧

Step 2

土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施

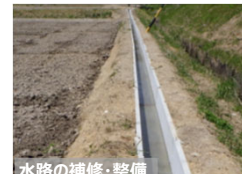


【土地利用構想図の策定】



伐根・整地

【粗放的利用のための条件整備】



水路の補修・整備

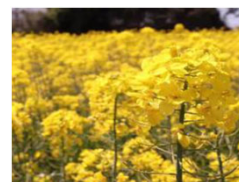
【農用地保全に資する基盤整備】



【農業用ハウスの整備】



【鳥獣緩衝帯】



【蜜源作物の作付け】



【計画的な植林】



【省力化機械の導入】

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2665）